

習志野市教育委員会会議録
(平成19年第1回定例会)

- 1 期 日 平成19年1月24日(水)
 習志野市教育委員会事務局大会議室
 開会時刻 午後3時00分
 閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員 委員長 栗原伸夫
 委員 小泉俊雄
 委員 青木克己
 委員 吉村博与
 委員 植松榮人
- 3 出席職員 教育総務部長 小滝益夫
 学校教育部長 柴田史香
 生涯学習部長 小林伸二
 学校教育部参事 村山源司
 学校教育部参事 渡辺伸治
 教育総務部次長 加藤清一
 学校教育部次長 大友秀雄
 生涯学習部次長 山崎敏雄
 教育総務部副技監 鈴木知行
 学校教育部副参事 鶴岡智
 教育総務部・学校教育部副参事 野中良範
 生涯学習部副参事 奥平純一
 学校教育課長 黒崎清夫
 指導課長 三幣芳夫
 生涯スポーツ課長 三村秀則
 青少年課長 小柳茂春
 青少年センター所長 澤田敏春
 教育総務部主幹 福山宗起
 教育総務部主幹 綱島潤
 教育総務部主幹 佐々木重春
 学校教育部主幹 高柳英昭
 学校教育部主幹 鈴木博志
 生涯学習部主幹 及川隆志

4 会議内容

委員長が

平成19年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び報告事項(3)について、非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開とされた。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(1)及び報告事項(3)を協議事項の後に報告することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成18年第12回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(2) 平成18年習志野市議会第4回定例会一般質問について (企画管理課)

教育総務部次長が平成18年習志野市議会第4回定例会について、教育委員会に係る一般質問はこども部を含め延べ9名の議員から17項目の質問があったことを報告し、その概要を説明。

委員が

子どもの安全対策について、自分の身は自分で守るのが原則だと思うが、その教育はどのように行われているのか、と質問。

指導課長が

学校教育の中では、学級活動等において意図的、計画的に学年の発達段階に応じて行っている。子どもたち自ら安全を守り安全な行動ができるよう心がけている、と回答。

委員が

地域のPTAの方々にも子どもの安全対策をお願いしているが、「防犯パトロール中」という腕章やステッカーを渡しているだけになっていないか。例えば腕章を付ける位置は統一されているかどうか、また、そのような役割を強く担っているという意識があるかどうか。そのような方にはよりきちんとした交通ルールやマナーが求められると思うが、そうではない場面をしばしば見か

ける。地域の方に防犯対策をお願いし、対策を講じているのは良いことだが、より中身が濃いものになるようお願いできないかと、発言。

教育総務部次長が

学校のPTAや地域の町会やサークル単位で、腕章等をつけてパトロールをいただいているが、確かに委員の言われるような事実もあるようである。腕章も腕につけるものとしているが、統一されていない。委員の意見は伝えて、やるからには模範になるよう、また効果を上げるよう働きかけていきたい、と回答。

また、子どもたちが自らを守るという意識を育てるために、習志野市では2年ほど前から青少年防犯ボランティアを立ち上げ啓発活動に参加している、と回答。

委員が

地域の不審者情報について教育委員会としてどのように把握しているのか、と質問。

教育総務部次長が

不審者情報については、必ず青少年センターにも学校にも情報が入るようになっている。また、習志野市では携帯電話で不審者情報も含め緊急情報を配信し情報提供している。どこでどのようなことがあったかは市役所ロビーにも防犯地図で示している。そのようなかたちで不審者情報を集約し、蓄積している、と回答。

委員が

地域の方が一番最初に不審者に気づくことが多い。そういう情報がスムーズに伝達されて被害等が起こらないよう不審者のチェックをこれからもよろしくお願ひしたい、と発言。

委員が

学校の安全といじめについて、スクールカウンセラーの配置も非常に大事だが、一番大事なものは学級担任や教師が子どもとじっくりと付き合うことである。先生達がゆっくり子どもに付き合うことのできる状況づくりが大切ではないか。時間的なものもあるが、最近の傾向としてマスコミ等が教師を精神的に追い込むような風潮が強い。最前線で子どもとつきあっている教師や学校をバックアップするような風潮をつくっていただきたい、と発言。

委員が

学童保育の延長保育について、今、親と子が触れ合うことが非常に大切だといわれているが、延

長保育をすればするほど親と子の触れ合う時間が少なくなる。実施の方向で検討するということを答弁しているが、もう少し慎重であるべきかと思うがいかがか、と質問。

委員が

実際に働いている親にとっては様々な場面で危機的状況になることがある。安心して子育てができるような体制をつくることは決して悪いことではない。そういう気持ちだけは持っていたいと思う、と発言。

委員が

共働きの夫婦の場合、帰宅時間も不定期で祖父母の協力にも限界がある。そのような時に学童保育は非常に助かる。一生懸命生活している者にとって公的な手助けがあるのは嬉しいものである。6時までの学童保育が7時までに延長になったからといってそれに甘えることはまずないだろう。子どもは親が育てるということは原則であるが、それをサポートするのが行政、学校、地域であるとするならば、是非効果が上がるような延長保育にしていきたい、と発言。

委員が

小中学校では児童・生徒会が中心になっていじめゼロキャンペーンを実施しているということだが、是非成果を上げていただきたい。今回の議会答弁でもいじめによる不登校者の数字が示されているが、この数字どおりなのか、いじめはもっとたくさんあるがあとは登校しているのか、いじめがあってもそのうちの不登校がこの人数なのか。いじめそのものはどうなのか。このキャンペーンをもっと全児童・生徒に徹底して、「習志野には絶対いじめはない」と努力していただきたい、と発言。

指導課長が

この件については非常に重要なことだと認識しているので、常に緊張感を持って子どもたちの動静を良く見つめ、そのようなことがないように、またいじめが起きても早いうちに対策を講じるよう学校にも働きかけ努力していきたい、と発言。

委員が

特別支援コーディネーターについて、専任とするよう県に強く要望しているとあるが、見通しはいかがか、と質問。

指導課長が

学校の中で担任以外の教員は専科教員しかいないので、その中でコーディネーターとなると担任や生徒指導主任等がやっていくということになる。専任は欲しいが、いじめの他にも様々な問題があり、県内すべての学校に専任をつけるのは難しい。実際問題として現在の組織の中でよりきめ細かく対応をしていくのが一番現実的であり、その中で努力して行きたい、と回答。

委員が

「地域の風がいきかう学校」というのは非常に大事なことで、地域の方から援助していただくことがたくさんあるが、その反面学校の教師の仕事は10年前と比べると本当に増えている。学校への要望は精選できるものは精選していかないと学校がパンクしてしまう。是非専任ができるような運動を続けていただきたい、と発言。

委員が

以前大型車進入禁止にした児童生徒の通学路に、最近ではまた大型車が通っており、子どもたちの安全が脅かされている。一旦決められたことなので、遵法してもらえよう市当局、警察当局にお願いしたい、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

請願第1号 ポートピア関係施設の利用等に関する請願

(企画管理課)

事務局が請願書を朗読。

委員長が、多目的ホールについては、本日の会議を円滑に進めるために1月16日火曜日に委員全員で現地事前調査を行ったことを報告し、本日は改めて現地調査を行わずに審議に入ることについて全員異議なく承認された。

教育総務部次長が参考意見として以下のとおり説明。

平成18年9月27日より営業を開始しているポートピア習志野は、市内企業である(株)テックエステートが施設を保有し、江戸川競艇を施行する東京都六市協定事業組合、及び東京都三市収益事業組合が勝舟投票券の発売を行うなど運営を行っている。

ポートピア習志野の設置に先立ち、本市は平成16年8月30日付けで、施設を保有する会社との間で「(仮称)ポートピア習志野に関する協定書」を締結、更に平成16年11月15日付けで「(仮

称) ボートピア習志野設置に関する協定書」いわゆる行政協定を締結するなど、ボートピア設置に伴い周辺環境に影響を生じないよう万全の対策を講じていただくよう、確約をいただいている。

ボートピア習志野は、既に開設後4ヶ月近く経過しているが、この間、舟券が公園に捨てられていた等の微細な事案が生じたものの、行政協定等に盛り込んだ交通安全、周辺環境の保持、防犯、青少年の各対策が着実に講じられた結果、特に大きな問題は起きていない状況である。

又、売り上げについては、開業当初は知名度の低さや周知期間の不足等により目標額を下回る状況だったが、暮れから今月にかけては順調に伸びているとのことである。

請願の内容についての参考意見を述べさせていただきます。

まず、「不特定多数の市民を対象としたイベント等の開催について、施行者に対して厳重注意を」との意見についてだが、ボートピア習志野において不特定多数の方々を対象とした映画の試写会が、平成18年12月8日、ボートピアの休館日を利用して開催された。ボートピア習志野の施設は、民間企業が保有する施設であり、映画の試写会等のイベント開催については、施設の管理者が決定するものであり、教育委員会が関与できるものではない。先に述べた試写会は、施設を保有する株式会社テックエステートと毎日新聞社広告局により開催されたものである。

なお、当然、モーターボート競走法の規定により、未成年者及び学生は舟券を購入することはできないので、施設会社はイベントをあくまでも休館日に開催する等、充分そのことに配慮しているものと考えている。

次に、「多目的ホールを未成年者に使用させないように要請していただきたい。又、同様の趣旨から学校、学校評議委員、PTA、保護者等に充分注意を喚起するとともに、利用に当たっては、利用の指針等の作成について検討するよう指示願いたい。」との意見についてである。

この茜浜ホールは、株式会社テックエステートと習志野市が締結した「(仮称)ボートピア習志野に関する協定書」第4条の規定に基づき、ボートピア施設とは敷地を分離し、かつボートピア施設とは全く別個の用途に供する市民還元施設として、同社が設置したものである。この多目的ホールは、子どもから成人、更には高齢者までが音楽やダンス、絵画、華道の練習、発表の場などに利用できるよう配慮された施設であり、元来、未成年者の利用を制限するような施設ではないと理解している。

次に、「環境委員会の構成、運営、協議事項等の問題点について教育委員会として独自に検討し、指摘・改善を図っていただきたい。又、ナイターの日数の増加(300日)、イベント開催、集客対策の影響などについて協議していただきたい。更には、環境委員会の場において積極的な役割を果たしていただきたい。」との意見についてである。

この「ボートピア習志野環境委員会」は、施行者である東京都六市協定事業組合、及び東京都三市収益事業組合と本市が締結した「(仮称)ボートピア習志野設置に関する協定書」の第6条の規定に基づき、ボートピアと周辺地域との融和、共存を図る目的で、施行者が設置したものである。

設置に当たっては、教育委員会を含めた市役所内部で構成団体等について充分協議を行い決定し、施行者に申し入れた経緯がある。

教育委員会の代表としては、青少年センターの所長が委員として参加しており、青少年の健全育成に直接携わっている立場で、委員会に参加しその役割を果たしているところである。

又、「ナイターの日数の増加、イベント開催、集客対策の影響などについて、協議していただきたい」とのことだが、ナイターの日数は施行者と市が協議の上、施行者が決定したものであり、現在まで、特に問題は起きていないと考えている。イベントの開催は、前段で説明したとおり、民間企業であるポートピア習志野の管理者が決定するものであり、教育委員会が関与できるものではない。

集客対策の影響についても、行政協定の規定を踏まえ、本市との協議に基づき、施設会社及び施行者に対応しているところである。また、これまで2回開催された環境委員会においても、委員からさまざまな意見が出されているが、施行者等はこれら意見を踏まえ、周辺地域のパトロール回数を倍増させる等、真摯に対応していると理解している。

以上が、請願に対する参考意見である、と説明。

委員が

茜浜のホールは習志野市と住民が要請してできた施設と考えてよいのか、と質問。

教育総務部長が

多目的ホールは、ポートピア習志野の建設に当たり、香澄・芝園まちづくり会議や秋津・茜浜まちづくり会議などでポートピア計画の説明会の後、音楽の練習場などの施設が不足しているので、そのような施設をポートピア習志野の敷地内に建設してほしい旨の意見が寄せられたことなどを踏まえ、株式会社テックエステートと習志野市が締結した（仮称）ポートピア習志野に関する協定書第4条に多目的施設の整備を規定したものである。

そして、この協定書に基づき株式会社テックエステートが、ポートピア施設とは敷地を分離し、かつポートピア施設とは全く別個の用途に供する市民還元施設として設置したものである。このホールは、子どもから成人、更には高齢者までが音楽やダンス、絵画、華道の練習、発表の場などに利用できるよう、配慮された施設であり、元来、未成年者の利用を制限するような施設ではない、と回答。

委員が

ポートピア建設の計画当初から茜浜ホールを建設する計画があったのかどうか、それに対してその当時反対の意見が寄せられていたのかどうか、と質問。

教育総務部長が

先程も述べたように、まちづくり会議などで説明の後、そのような施設が欲しいという意見が出てきて、協定書に規定した。その時には、この多目的ホール建設について反対などの意見はなかったと聞いている、と回答。

委員が

ポートピア開場から4ヶ月弱経ったが、懸念されていた地域への影響等の関連で来場者はどういう交通機関をどれくらい利用しているのかという調査はあるのか、と質問。

教育総務部長が

まず、来場者数は、9月は1日平均 1,296人、10月は1日平均 1,033人、11月は1日平均 1,000人、12月は1日平均 981人、1月は18日までのデータだが、1日平均 1,067人である。

また、来場者の交通機関の利用状況については、開場から12月31日までの1日平均の来場者数1,017人の交通機関の内訳として、シャトルバス利用者209人、車両利用者444人、バイク・自転車等利用者73人、その他新習志野駅から、徒歩、他にバス利用者291人となっている。周辺への交通の影響については、特に渋滞などの影響は出ていない、と回答。

委員が

請願の中に秋津公園に舟券が落ちていたという記述があるが、確認はしているのか、と質問。

教育総務部長

そのような事実はあったようである。反対派のホームページに写真が掲載されていたのでポートピアの施設会社が直ちに現状確認に行ったところ、既に舟券等は落ちていなかった。公園の管理は業者に委託しているので、業者が清掃したかもしれないが、その確認はできなかった。なお、現在、施設会社は恒例のパトロール等も実施している、と回答。

委員が

来場者の飲酒をもとにした問題が起こっていたかどうか、あるいは飲酒をしている人がどれくらい入場していたのか、と質問。

教育総務部長が

ポートピア習志野ではアルコールの販売はもちろん飲酒及び持ち込みも禁止となっている。場内は定期的に巡回し、そのようなことを目撃すると持ち込んだアルコール類は帰りまで預かることになっている。今のところ、そのようなことで問題が起きたことはない、と回答。

委員が

子どもの入場についてはどうなっているか、と質問。

青少年センター所長が

青少年センターでは、ポートピア開設以来、週3日から4日程度施設内及び周辺市域のパトロールを行なっている。施設内においてこれまで数回、小さな子ども連れた家族も見受けられたが、特に問題は起きていない。また、高学年児童、中学生、高校生あるいは学生の姿を見かけたことはない。警備員の話では保護者を伴っていない児童が入場したことはないことのことである、と回答。

委員が

最近、夜の9時前後から10時頃までポートピア周辺をまわってみたが、ポートピア帰りらしき人もいないし、紙も落ちていなかった。秋津・香澄地区は市内でも良い環境づくりに努力してきた地区なので、市民の方の心配も理解できる。今後とも小さなことも押さえながら青少年健全育成に対する配慮はしていかなければならない。ただ、はっきりしない事象で住民の方の不安を煽るのも考えものである。

茜浜ホールにも行ったが、きれいな施設という印象である。合唱の練習に他市の施設を借用しなければならないこともあるので、良い施設ができたと思う。入り口も敷地もポートピアとは別になっているので十分配慮されており、市民のためにプラスになる面もあるのではないかと発言。

委員が

隣の市にある競馬場やオートレース場等との関係はどうか、来場者などはダブっているのか、相互の影響はどうか、と質問。

教育総務部長が

関係者にも確認したが、競馬場やオートレース場との関係はわかりかねるとのことであった、と回答。

委員が

以前競馬場の近くに住んでいたことがあるが、競馬の来場者とポートピアの来場者は異なるよう

に感じる。施設の車には大きな看板をつけて、ポートピアの来場者が行かないようなところも地域サービスとしてパトロールしていただけたらありがたい、と発言。

教育総務部長

要望として受け止めさせていただき、担当に伝える、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、請願第1号は賛成者なしで不採択となった。

協議第1号 次回教育委員会議の期日について協議し、平成19年2月21日(水)午後3時に決定された。

< 報告事項(1)及び報告事項(3)は非公開 >

報告事項(1)平成19年度教育費当初予算案について

(企画管理課)

教育総務部次長が、概要を説明。

質疑の後、報告事項(1)は了承された。

報告事項(3)臨時代理の報告について(習志野市立高等学校授業料等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

(学校教育課)

学校教育課長が、概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。